



2026

# 鈴鹿サンデーロードレース特別規則書



SUZUKA CIRCUIT

## コンセプト

### ◆鈴鹿サンデーロードレース

鈴鹿サンデーロードレースは、全日本ロードレース選手権へつながる競技志向の強いレースです。年間シリーズチャンピオンを懸けて、ステップアップを目指すビギナーから全日本出場経験者まで、継続的にレースを楽しむライダーが競っています。

## 2026年 規則書の主な変更/注意点

- 【重要】旧MFJ公認マーク（レーシングスーツ/ヘルメット）の使用期限は2026年12月31日までです。  
詳細はMFJ国内競技規則をご確認ください。
- 【重要】エアバッグ式プロテクション装着義務対象年齢拡大について  
2026年1月1日より、エアバッグ装着義務対象年齢を“満30歳以下および満50歳以上”へ拡大いたします。（2025年告知事項）
- 【重要】ナショナルST1000クラスにおける、2019年までにMFJ公認車両に登録された2019年モデルまでの公認車両に限りJSB1000仕様での参加が認められる暫定処置の期限は2025年度までです。  
2026年はJSB1000仕様での参戦は認められません。

## 競技参加にあたって

### ●競技車両の整備について

競技車両の整備不良による、パーツやカメラ（申請必要）の落下・オイル漏れの発生などが相次いでおり、競技の安全性を脅かす事例が多発しています。競技中のマシントラブルはトラブルを起こしたライダーばかりでなく、後続のライダーの転倒・負傷を招く危険性があり、安全な競技運営の妨げとなります。以下の事例を参考のうえ、走行前に今一度、マシンのチェックを行ない、完全に整備された状態の競技車両でレースに臨んでください。

事例1. スイングアームピボットナットが緩みにより脱落。後続車のウインドスクリーンを貫通。

ライダーに幸い負傷はなかったが、ヘルメットに直撃した場合は極めて危険な事例。

事例2. 取り付けナットの緩みにより、サイレンサーが脱落。後続車の妨げとなつた。※

事例3. ボルト+タイラップで固定していたフロントフェンダーのタイラップ固定部が緩みガタつきが発生。

走行中の風圧により、固定部が破損しフロントフェンダーが脱落。西ストレートコース中央に落下した。※

事例4. カムチェーンテンショナーのボルト緩みによりボルトが脱落。

オイル漏れ発生の原因となり、後続車が転倒し、赤旗中断となつた。※

事例5. 走行中ラジエターhosスが外れ、ラジエター液をコース上にまいた。

それに乗った後続車が次々と転倒した。※

事例6. 走行中ブレーキレバーが脱落した。※

事例7. カメラの2次落下防止が不完全で脱落した※

※印のある事例は鈴鹿サンデーロードレース、FUN&RUN! 2-Wheelsで実際に発生した事例です。

### ●黄旗区間について

黄旗区間における事故が相次いでいます。黄旗は「前方に危険がある」「減速せよ」の意味を表すフラッグです。（「追越禁止」はあくまでも、安全を確保するために副次的に義務付けられることであり、黄旗は「追越禁止」だけを意味するフラッグではありません。）黄旗が掲示されている区間では転倒ライダーおよび車両等が存在し、またそれを救助・撤去するオフィシャルが活動を行っています。黄旗は参加ライダー（転倒者・走行者ともに）とオフィシャルの安全を守るために掲示されるものです。「黄旗を見ていなかった」「追い越しにはならないで減速しなかった」と考えているライダーがいる状況では、転倒ライダーの救助、マシン/落下物の撤去を安全に行なう事が出来ません。黄旗区間で追い越しをする（レース状態を継続する）、転倒する、二次事故を引き起こすなどは、あってはならない事であり、重大な規則違反です。今一度フラッグの重要性を認識してください。

### ●レース終了後の再車検について

鈴鹿サンデーロードレースにおいて、決勝レース終了後の再車検にて入賞車両に対して、エンジン分解検査を実施いたしましたが、一部参加者が分解検査を拒否するという事態が発生し、当該参加者に対して失格を宣告いたしました。レース終了後再車検のエンジン分解に応じる義務は、MFJ国内競技規則書にも記載された競技参加者の義務であり、各種競技規則は公平性を維持するために規定されているものであり、遵守いただけない方は競技に参加いただけません。各参加者は競技参加にあたっての義務を理解し、競技の公平性を守るため各自の参加義務を果たしてください。

## <レース映像使用ガイドライン>

鈴鹿サーキットでは、映像著作権や肖像権の観点から、レース映像（車載カメラ映像等）を動画共有サイトやSNSへのアップロードを禁止させていただいておりました。しかしながら、鈴鹿サーキットの2輪ロードレースに関わる皆様により多くの楽しみをご提供する環境を整えるため、新たにレース映像使用ガイドラインを設定いたしました。

皆様が楽しくレースを楽しんでいただくため、適切な映像利用にご協力をお願いいたします。

### 1. レース映像の対象

車載カメラ映像およびピット・パドックで撮影した映像

### 2. 利用範囲

個人アカウント（ライダー個人で運営しているアカウント）での動画共有サイトおよびSNS動画掲載

### 3. 禁止事項

以下に該当する場合、鈴鹿サーキットより掲載削除を依頼する場合がある。

- ①企業・団体アカウントでの動画共有サイトおよびSNS動画掲載
- ②広告宣伝活動等
- ③レース競技判定等
- ④他の競技者や競技役員、レース関係者を批判する言動・行為
- ⑤その他、鈴鹿サーキットが禁止事項と認める場合

### 4. 注意事項

- ①第三者のプライバシーに十分な配慮をすること。
- ②動画掲載により生じた、あらゆる問題は当事者間で解決すること。
- ③車載カメラの取り付け方法は規則に準じること。
- ④企業・団体アカウントでの動画掲載や広告宣伝活動を行う場合は、有償にてご使用いただけます。  
鈴鹿サーキットHP内 お問い合わせページにて申請してください。
- ⑤本ガイドラインは、鈴鹿サーキットの判断にて予告なく変更・改訂をさせていただく場合があります。  
予めご了承ください。

## 目次

コンセプト .....	- 2 -
2026年 規則書の主な変更/注意点 .....	- 2 -
競技参加にあたって .....	- 3 -
<レース映像使用ガイドライン> .....	- 4 -
公 示 .....	- 7 -
<b>第1章 競技規則 .....</b>	<b>- 7 -</b>
第1条 競技会名称/競技会格式 .....	- 7 -
第2条 開催場所/主催者 .....	- 7 -
第3条 大会役員 .....	- 7 -
第4条 開催日程/開催クラス/周回数 .....	- 7 -
第5条 ライダーの参加資格/指名登録 .....	- 8 -
第6条 ピットクルーの登録 .....	- 9 -
第7条 参加申込/申込期間/変更・キャンセル申請 .....	- 9 -
第8条 年間エントリー .....	- 10 -
第9条 参加料 .....	- 10 -
第10条 もてぎ・鈴鹿共済会（MS共済会） .....	- 11 -
第11条 参加車両 .....	- 11 -
第12条 参加受理書 .....	- 11 -
第13条 身分証（クレデンシャル）と通行証 .....	- 11 -
第14条 ピット・パドックの使用 .....	- 12 -
第15条 選手受付 .....	- 13 -
第16条 競技車両の検査・ライダーの装備 .....	- 13 -
第17条 ゼッケンナンバー .....	- 14 -
第18条 燃料規定 .....	- 14 -
第19条 下見バス・特別スポーツ走行 .....	- 15 -
第20条 自動計測装置(トランスポンダー)の装着 .....	- 15 -
第21条 ピットレーン .....	- 16 -
第22条 ピットアウト・ピットイン .....	- 17 -
第23条 走行中の遵守事項 .....	- 18 -
第24条 公式予選 .....	- 19 -
第25条 スタート .....	- 20 -
第26条 赤旗時について .....	- 20 -
第27条 レース終了 .....	- 21 -
第28条 順位決定 .....	- 21 -
第29条 賞典 .....	- 21 -
第30条 ポイントランキング決定基準 .....	- 21 -
第31条 MFJロードレースライセンスの昇格ポイント対象期間について .....	- 22 -
第32条 決勝レース出走前の短縮 .....	- 22 -
第33条 参加者の遵守事項 .....	- 22 -
第34条 負傷時の医務室受診義務 .....	- 22 -
第35条 主催者の権限 .....	- 22 -

第36条	大会役員の責任 .....	- 23 -
第37条	鈴鹿サーキットロードレース特別規則ブルテン .....	- 23 -
第38条	公式通知の掲示 .....	- 23 -
第39条	本規則の解釈 .....	- 23 -
第40条	本規則の施行 .....	- 24 -
<b>第2章 車両規定</b>	<b>.....</b>	<b>- 24 -</b>
第41条	インターJSB1000クラス車両規定.....	- 24 -
第42条	インター/ナショナルST1000クラス車両規定 .....	- 24 -
第43条	インター/ナショナルST600クラス車両規定 .....	- 24 -
第44条	インター/ナショナルJ-GP3クラス車両規定 .....	- 24 -
第45条	インター/ナショナルJP-SPORTクラス車両規定 .....	- 24 -
第46条	CBR250R DreamCup/CBR250RR DreamCup車両規定 .....	- 24 -
第47条	タイヤマーキング規定.....	- 24 -

# 公 示

鈴鹿サンデーロードレースは一般財団法人日本モーターサイクルスポーツ協会（MFJ）公認のもとに国際スポーツ憲章・競技規則に基づいた2026 MFJ国内競技規則および、本競技会特別規則に基づいて開催される。

## 第1章 競技規則

### 第1条 競技会名称/競技会格式

2026 鈴鹿サンデーロードレース（準国際競技会）

### 第2条 開催場所/主催者

#### 2-1 開催場所

鈴鹿サーキット

〒510-0295 三重県鈴鹿市稻生町7992

TEL : 059-378-1111 (代表)

フルコース5.821km

#### 2-2 主催者

ホンダモビリティランド株式会社

〒510-0295 三重県鈴鹿市稻生町7992

TEL : 059-378-1111 (代表)

### 第3条 大会役員

大会公式プログラムにて公示する。

### 第4条 開催日程/開催クラス/周回数

#### 4-1 各大会の開催日程、開催クラス、周回数は以下を参照すること。

シリーズ		第1戦	第2戦	第3戦	最終戦
日程		4/25 (土) ～ 4/26 (日)	6/6 (土) ～ 6/7 (日)	8/1 (土) ～ 8/2 (日)	11/7 (土) ～ 11/8 (日)
コース		フルコース			
競技会	クラス	周回数			
公認	インターJSB1000	10	10	10	10
公認	インターST1000	10	10	10	10
公認	ナショナルST1000	10	10	10	10
公認	インターST600	10	10	10	10
公認	ナショナルST600	10	10	10	10
公認	インターJ-GP3 (NSF250R)	10	10	10	10
公認	ナショナルJ-GP3 (NSF250R)				
公認	インターJP-SPORT	8 (※1)	8 (※1)	8 (※1)	8 (※1)
公認	ナショナル JP-SPORT				
承認	CBR250R Dream Cup	8 (※1)	8 (※1)	8 (※1)	-
承認	CBR250RR Dream Cup	8 (※1)	8 (※1)	8 (※1)	-

※各開催クラスの成立台数は2台以上とする。

※1：決勝レースは土曜日開催とする場合がある。

4-2 参加台数を制限する場合がある。また、下記クラスは、それぞれ混走とする場合がある。

①インターST600・ナショナルST600

②インターJ-GP3・ナショナルJ-GP3

③インターJP-SPORT・ナショナルJP-SPORT

※原則としてインターJSB1000とインターST1000は別レースとして開催するが、大会全体のエントリー数、タイムスケジュール等により大会事務局の判断で混走とする場合がある。

4-3 周回数は変更とする場合がある。また、ウェットレース宣言時には、決勝レース周回数を2周減算する。

## 第5条 ライダーの参加資格/指名登録

5-1 参加申込時に競技車両1台につき1名のライダーを登録すること。

5-2 他チームと重複して登録することはできず、参加申込時よりライダーの変更は認められない。

5-3 正しく救助活動を行うために、ライダーは負傷・身体的障害・疾患がある場合は参加申込時に大会事務局まで申告しなければならない。申告を怠った場合、参加が取り消される場合がある。

5-5 各大会の参加申込開始時から決勝レース開催日まで有効なSMSCフルコース2輪ライセンスまたはMCoM2輪ロードコースライセンスを所持していること。

5-6 当該年度に有効なMFJロードレースライセンスまたはFIMライセンスを所持していること。

各クラスにおけるMFJロードレースライセンス/FIMライセンスの出場可能区分は以下のとおりとする。

○：参加可 ×：参加不可

	ジュニア (RJ)	フレッシュマン (RF)	国内 (RNAT)	国際 (RINT)	FIM ※1
インター JSB1000	×	×	×	○	○
インター ST1000	×	×	×	○	○
インター ST600	×	×	×	○	○
インター J-GP3	×	×	×	○	○
インターJP-SPORT	×	×	×	○	○
ナショナル ST1000	×	×	○	×	×
ナショナル ST600	×	○	○	×	×
ナショナル J-GP3	○	○	○	×	×
ナショナル JP-SPORT	○	○	○	×	×
CBR250R Dream Cup	○	○	○	○	×
CBR250RR Dream Cup	○	○	○	○	×

※1: FIMライセンスは【NMFP- Circuit Racing】の記載のあるライセンスのみ有効とする。

また、FIMライセンス保持者で、SMSCフルコース2輪ライセンスまたはMCoM2輪ロードコースライセンスを所持していないライダーは、MS暫定共済会へ加入すること。

5-7 未成年者のライダー

登録するライダーが未成年（18歳未満）の場合、下記①～③を選手受付時に提出しなければならない。

①参加大会の誓約書・承諾書

※誓約書・承諾書は、ライダー本人の署名および親権者または保護者の署名と実印の押印が必要。

②年間未成年者競技会出場誓約書・承諾書

③親権者または保護者の実印の印鑑証明書（発行日から3ヶ月以内のもの）

※親権者または保護者の署名と実印の捺印がされた「年間未成年者競技会出場誓約書・承諾書」（②）と、

印鑑証明書（③）の提出により、当該シーズンを通して1通の印鑑証明書の提出で完了させる事ができる。

この場合も、親権者または保護者の署名と実印が捺印された「誓約書・承諾書」（①）は毎戦提出しなければならない。

## 第6条 ピットクルーの登録

- 6-1 参加申込時に、当該年度有効なMFJピットクルーライセンスを所持しているピットクルーを1～5名登録すること。  
登録するピットクルーは16歳以上でなければならない。
- 6-2 レースに出場するライダー（他クラスのライダーも含む）をピットクルーとして登録することはできない。
- 6-3 プラットホームに入場可能なピットクルーは最大2名とする。
- 6-4 複数チームにまたがり作業をするピットクルーがいる場合は、参加申込時にそれぞれのチームのピットクルーとして登録すること。なお、1チームに対し登録されているピットクルーが1名の場合、その当該ピットクルーを他チームのピットクルーとして重複登録することは他のクラスであっても不可とする。
- 6-5 ピットクルーの変更・追加は可とする。ただし、ピットクルー最大登録人数5名以上の追加はできない。  
追加、変更申請の期限は当該大会の選手受付時までとする。追加、変更の手数料は不要とする。
- 6-6 レース参加時（特別スポーツ走行を含む）は、転倒による怪我（脳震盪等）や病院への搬送対応などライダー本人以外の対応を要する場面があるため、ピットクルーまたは身元引受人となる方の同行を強く推奨する。

## 第7条 参加申込/申込期間/変更・キャンセル申請

### 7-1 参加申込先

鈴鹿サーキット SMSC事務局

〒510-0295 三重県鈴鹿市稻生町7992

TEL : 059-378-3405 (10:00～16:00) (モータースポーツ課直通)

### 7-2 参加申込手続き

下記URLより各大会の申込期間（エントリー期間）内に参加申込（エントリー）を行うこと。

参加申込はWEB申込（WEBエントリーフォーム）のみとする。書面、電話による参加申込は不可とする。

【エントリーシステム】 モタスポ.net

【エントリーアドレス】 <https://www1.ms-event.net/szkweb/>



### 7-3 各大会の申込期間（エントリー期間）

シリーズ	第1戦	第2戦	第3戦	最終戦
日程	4/25 (土) ～ 4/26 (日)	6/6 (土) ～ 6/7 (日)	8/1 (土) ～ 8/2 (日)	11/7 (土) ～ 11/8 (日)
参加申込期間	3/3 (火) ～ 3/17 (火)	4/14 (火) ～ 4/28 (火)	6/9 (火) ～ 6/23 (火)	9/15 (火) ～ 9/29 (火)
レイトエントリー期間 ※1	3/18 (水) ～ 3/22 (日)	4/29 (水) ～ 5/3 (日)	6/24 (水) ～ 6/28 (日)	9/30 (水) ～ 10/4 (日)

※1: レイトエントリー期間での申込は追加料金（5,500円）が発生する。

レイトエントリー期間を過ぎてのエントリーは如何なる理由でも認めない。

### 7-4 変更申請/キャンセル（リタイヤ）申請

参加申込時の登録情報の変更申請および参加キャンセル（リタイヤ）の申請は、下記お問い合わせフォームより行うこと。電話による参加申込時の登録情報変更および参加キャンセルは認められない。

【お問い合わせフォーム】



[2輪レースに関するお問い合わせはこちら>>](#)

## 7-5 キャンセル規定

参加申込後のキャンセル規定（参加料返金）は理由の如何を問わず以下の通りとする。

- ①エントリー期間内（レイトエントリー期間含まない）：キャンセル手数料1,100円を差し引き参加料返金
- ②エントリー期間終了～大会2週間前（日曜日）まで：キャンセル手数料5,500円を差し引き参加料返金
- ③大会2週間前（月曜日）以降：全額負担

7-6 参加を拒否された申込者に対しては参加料が返還される。

7-7 モタスポ.netでの参加申込時、参加申込代表者の項目に登録した者を「参加代表者」とする。

## 第8条 年間エントリー

- 8-1 年間エントリーを希望する場合、第7条 7-2に規定した専用のWEBエントリーフォームより、第7条 7-3に規定の第1戦参加申込期間内に年間エントリーすること。以降の年間エントリーは受け付けない。
- 8-2 年間エントリーの参加者には年間エントリー時の登録情報を元に参加受理書が案内される。
- 8-3 年間エントリー者が第1戦時に提出した「年間エントリー用誓約書・承諾書」は、当該シーズンを通して有効となる。ただし、年間エントリーするクラスのみ有効とし、他のクラス、あるいは他の大会に出場する場合は別途必要となる。
- 8-4 年間エントリーの未成年者（18才未満）は、下記の3点を提出すれば、当該シーズンを通して有効となる。
  - ①年間誓約書・承諾書に本人の署名・捺印（認印）と、親権者の署名・捺印（印鑑証明書と同一）
  - ②親権者の印鑑証明書（大会開催日を含め3ヶ月以内に取得したもの）
  - ③未成年競技出場誓約書・承諾書（今シーズン参加予定の大会を全て記入）

※年間誓約書・承諾書は該当クラスのみ有効とし、他クラスあるいは他の大会に出場する場合は別途必要となる。  
ただし、該当クラスのみ有効とし、他のクラスあるいは他の大会に出場する場合は別途必要となる。
- 8-5 当該シーズンの途中で参加申込時の登録情報が変更となった場合、第7条 7-4に則り速やかに大会事務局まで申し出ること。ただし、ライダー変更は認められない。
- 8-6 年間エントリー者に対し、主催者が大会を中止した場合を除き、いかなる場合も参加料（トランスポンダー貸出料含む）の返金は行われない。大会中止により返金を行う場合、1戦当たりの金額は**33,000円（税込）**とする。
- 8-7 年間エントリー者で第1戦時にライセンスチェックが完了した者は、ピットクルーの変更等がない限り第2戦以降の選手受付を簡略化できる。ただし、何らかの理由によりMFJライセンスを返還もしくは失効した場合、大会事務局まで申し出ること。なお、ライダーのMFJライセンスは毎回提示すること。
- 8-8 公式車検はスポットエントリーと同様、通常の手順にて行うこと。
- 8-9 ワンメイクタイヤ対象クラス（ST1000/ST600/JP-SPORT）の年間エントリー者で各ワンメイクタイヤの購入を希望する場合、第7条 7-2に規定したWEBエントリーフォームの年間エントリーワンメイクタイヤ購入フォームにて申し込むこと。各大会の申込期間は第7条 7-3に規定の各大会の参加申込期間とする。

## 第9条 参加料

9-1 スポットエントリーの参加料は以下の通りとする。

クラス	参加料 ※税込（一大会・一種目）
全クラス	36,000円 ※特別スポーツ走行料金・ピットクルー共済会費含む
トランスポンダー貸出料 ※1	5,500円
エアバッグ装着 ※2	エントリー料金2,000円割引 ※3

※1： 貸出希望の参加者はエントリー時に申請すること。貸出料は参加料とあわせて徴収される。

**徴収された貸出料は、貸出用トランスポンダーを使用しない場合でも返金されない。**

※2： 満30歳以下、満50歳以上の参加者は、エアバッグ装着を義務とする。

※3： エアバッグ装着者は参加申込時にエアバッグ装着の旨を申請すること。

**エントリー時に申請がない場合、割引は行わない。エントリー期間後の申請は不可とする。**

9-2 年間エントリーの参加料は以下の通りとする。

クラス	参加料 ※税込（年間分・一種目）
インター JSB1000	
インター/ナショナル ST1000	
インター/ナショナル ST600	132,000円 (年4戦分)
インター/ナショナル J-GP3	
インター/ナショナル JP-SPORT	
CBR250R Dream Cup	99,000円
CBR250RR Dream Cup	(年3戦分)
トランスポンダー貸出料 ※1	5,500円/1戦
エアバッグ装着 ※2	エントリー料金2,000円割引/1戦 ※3

※1： 貸出希望の参加者はエントリー時に申請すること。貸出料は参加料とあわせて徴収される。

**徴収された貸出料は、貸出用トランスポンダーを使用しない場合でも返金されない。**

※2： 満30歳以下、満50歳以上の参加者は、エアバッグ装着を義務とする。

※3： エアバッグ装着者は参加申込時にエアバッグ装着の旨を申請すること。

**エントリー時に申請がない場合、割引は行わない。エントリー期間後の申請は不可とする。**

## 第10条 もてぎ・鈴鹿共済会（MS共済会）

10-1 参加する全てのライダーおよびピットクルーはMS共済会に必ず加入すること。※ピットクルー分は参加料に含まれる。

10-2 MS共済会は年間加入のみとする。

年間加入はSMSC会員もしくはMCoM会員として登録され、所定の共済会費を納めた者とする。ただし、

**FIMライセンス保持者でMS共済会に年間加入していないライダーは、MS暫定共済会へ加入すること。**

暫定加入費は7,000円/名とし、当該大会（特別スポーツ走行、予選、決勝）のみ有効とする。

10-3 未登録のライダーやピットクルーに対してMS共済会などの補償は行われない。

## 第11条 参加車両

第2章 車両規定に合致する車両であること。同一車種でのダブルエントリーの場合、各車両規則に合致していなければ参加できない。車検適合に手直しが必要となる場合は合致しているとみなさない。ただし、フェアリングの交換のみで済む場合は特別に参加を認める場合がある。その場合、交換するフェアリングも公式車検に持ち込み、検査を受けること。

## 第12条 参加受理書

12-1 参加申込が正式に受理された者には参加受理書がレース前日までに送付される。

12-2 参加受理書、また同封されたその他の案内を事前に確認し、参加受理書の記載内容に相違がある場合、速やかに大会事務局まで連絡をしなければならない。

## 第13条 身分証（クレデンシャル）と通行証

13-1 身分証（クレデンシャル）と通行証は参加受理書と共に交付される。

13-2 交付された参加者の身分証は、競技会期間中必ず所持・携帯すること。

13-3 参加者のサービスカーは大会事務局が交付する通行証を提示できなければパドックへ通行できない。

13-4 パドック通行が許される参加者のサービスカーは原則として参加者1名につき2台とする。

13-5 年間エントリー者へは、当該シーズンを通して有効な年間身分証（クレデンシャル）および年間通行証が第1戦の参加受理書と共に交付される。交付される年間身分証および年間通行証は、年間エントリーした当該クラスが開催される大会のみ有効とする。

13-6 年間身分証は年間エントリー時に登録されたライダーとピットクルーの人数分が交付される。

当該シーズン途中でピットクルーが追加された場合、追加されたピットクルーの人数分の年間身分証（第1戦の参加受理書と共に交付されたものと合わせて最大合計5枚まで）が大会事務局より発行される。

13-7 パドックおよび鈴鹿サーキット内における通行、駐車、行動の指示は公式通知およびインフォメーションと案内標識によって示される。参加者はこの指示に従うこと。

13-8 交付される身分証や通行証は他に貸与、また複製・加工などの不正利用をしてはならない。  
違反した場合、以下の内容に沿って罰則を科す。

違反回数	加工	複製
1回目	・罰金10,000円	・当該大会出場取消し *返金無し
2回目	・当該大会出場取消し *返金無し	・当該大会出場取消し *返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し）
3回目	・当該大会出場取消し *返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し）	・当該大会出場取消し *返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し） ・無期限のエントリーキャンセル（無期限の参加申込不可） *ただし、スポーツ走行は参加可。
4回目	・当該大会出場取消し *返金無し ・当該シーズンエントリーキャンセル（参加申込不可） 年間エントリーは以降大会出場不可（返金無し） ・無期限のエントリーキャンセル（無期限の参加申込不可） *ただし、スポーツ走行は参加可	

## 1. 加工・複製の定義

加工：オリジナルのパス（交付された状態のもの）に対し、切る、書く（記入が求められる車両ナンバー以外）、貼るなどの行為を施すこと。

複製：オリジナルのパス（交付された状態のもの）を模したものを別に作成すること。

## 2. 違反回数について

違反回数は加工・複製の違いを問わず累積の違反回数とする。

例）加工の違反を犯した後、別大会で複製の違反を犯した場合、罰則は複製の2回目の内容が適用される。

## 3. 違反回数累積期間

違反回数は2024年1月以降の違反が無期限に累積し管理される。

## 4. 罰則対象

罰則は登録ライダーのチーム員（ピットクルーも含め、全て登録ライダーに科せられる）

登録ライダーが複数名の場合は、登録ライダー全員に罰則が科せられる。

例）A,B選手（ライダー）のチーム員Cが違反行為を行った場合、A,B選手に罰則を科す。

## 5. 参加申込不可者のエントリーについて

上記違反により参加申込不可の者が参加申込を行った場合、参加は受理されず、

エントリー料は￥5,500の手数料を差し引き返金される。

13-9 身分証・通行証を紛失または破損した時は大会事務局にて再交付の手続きをとること。

破損による再交付の場合は、破損した身分証または通行証を必ず大会事務局まで持参すること。

13-10 年間身分証・年間通行証を紛失または破損した場合、大会事務局に申請のうえ再交付の手続きをとること。

破損による再交付の場合、破損した年間身分証または年間通行証を必ず大会事務局まで持参すること。

破損・紛失による再交付を受ける場合、理由の如何を問わず再交付手数料として11,000円を徴収する。

## 第14条 ピット・パドックの使用

14-1 各大会の使用ピット/パドック内整備エリアは原則大会事務局によって割り当てられる。

- 14-2 ピット・パドック割の希望がある場合、参加申込期間内にWEBエントリーフォーム内のピット・パドック割希望申請の項目に希望内容を詳しく入力すること。なお、ピット・パドック割希望申請はその希望内容の反映を保証するものではない。また、指定手順以外での申請、および参加申込期間外の申請は考慮されない。
- 14-3 大会事務局は、ピット・パドック割を最終的に決定する権限を有する。本件に関する抗議は認められない。
- 14-4 割り当てられたピットやパドックは、大会期間中、施設の不備などやむを得ない理由により事前に大会事務局の許可を得た場合を除き変更することはできない。大会事務局の許可なく変更した場合は罰則を科す場合がある。
- 14-5 公式予選・決勝レースを問わずコース側のピットのシャッターは開けておくこと。
- 14-6 ピット内でタバコ（電子タバコ含む）・発電機・電熱器等の火気を扱わないこと。  
許可された場所以外での喫煙（電子タバコ含む）は禁止される。
- 14-7 大会期間中（特別スポーツ走行を含む）、レース関係者がピットおよびパドック内でアルコールを含む飲料を摂取することは禁止される。
- 14-8 ピットを割り当てられた参加者は公式予選、決勝レースを通じて、コース側ピットシャッターより3mの部分は、他クラスの作業スペースとして使用できるよう、工具・部品等は置かないこと。

## 第15条 選手受付

- 15-1 参加を正式に受理された参加者は大会当日までに行われる選手受付を必ず完了させること。
- 15-2 選手受付時に次のものを提示もしくは提出しなければならない。
- ①参加受理書
  - ②車両仕様書
  - ③装備品申告書
  - ④MFJライセンス ※デジタル会員証の提示とする。
  - ⑤SMSC/MCoMライセンス ※デジタル会員証の提示とする。
  - ⑥誓約書・承諾書
  - ⑦MFJメディカルパスポート ※各自で準備し、ライダーは必ず携帯すること。  
※ライセンスの提示は有効年度のライセンスの現物または各照会ページ以外は受付できない。  
※捺印は認印に限る。押印、シャチハタ、スタンプ印はすべて不可。  
※メディカルパスポートはMFJホームページ内、または各種申請書ページからダウンロードすること。  
※提出書類は1エントリーにつき1枚必要。（Wエントリーは2枚必要）

## 第16条 競技車両の検査・ライダーの装備

- 16-1 ライダーは競技車両（公式予選・決勝レースを走行できる状態の車両）、車両仕様書（1エントリーにつき1枚、Wエントリーの場合は2枚必要。）と共に指定時間までに所定場所に提示物を持参し、検査を受けること。  
その際、アンダーカウルを外した状態で車両を持ち込み、外したアンダーカウルも持参すること。
- 16-2 公式車両検査を受けない競技車両、あるいは検査の結果参加が不適当と判定された競技車両は、レースへの出走が拒否される。
- 16-3 ライダーが競技中に着用しなければならない装備品はMFJ国内競技規則 付則4 10ライダーの装備に基づくものとし、公式車検の際に車検員によって検査されるものは次の通りである。
- ①ヘルメット
  - ②レーシングスーツ
  - ③エアバッグ式プロテクション  
各大会開催時に満30歳以下、および満50歳以上の参加者は、MFJ登録製品のエアバッグ式プロテクションの装着を義務とする。その他の参加者についても、エアバッグ式プロテクションの使用を強く推奨する。
  - ④ヘルメットリムーバー
  - ⑤脊柱プロテクション

⑥チェストガード

⑦グローブ

⑧ブーツ

※マウスガードの使用は推奨されるが、公式車検の際に車検員によって検査されない。

16-4 公式車検時と異なる競技車両や装備品（16-3に規定のもの）を競技に使用した場合、罰則（失格等含む）が科せられる。

16-5 日本国外からの参戦ライダー（スポット参戦）の装備（ヘルメット、レーシングスーツ）については、参戦ライダーの母国 の安全基準を満たす装備品であれば使用を認める。

16-6 車検長は必要と判断した場合、競技監督の承認を得て、公式車検の時間外であっても、随時参加者に車両検査を行う権限を持ち、この検査に応じない参加者に対して罰則が科せられる。

16-7 車両検査に合格した車両でもレース後の再車検や次大会の車検に合格することを保証するものではない。

16-8 **車載カメラの装着を希望する場合、以下カメラ搭載誓約文に同意の上、参加申込時に申請すること。**

申請する場合、第7条 7-2に規定したWEBエントリーフォームにあるチェック欄にてチェックを入れ申請すること。  
参加申込時以外の申請は認められない。

#### <カメラ搭載誓約文>

車載カメラを使用する場合、以下の内容を誓約することが出来る者のみがカメラ搭載を許可される。

・**本規則書の冒頭に記載の<レース映像使用ガイドライン>を遵守すること。**

・車載カメラ使用の申請は、参加申込時に申請すること。

・**車載カメラは車体に安全上確実な方法で取り付けること。**

・車載カメラを競技車両に固定し、落下防止のワイヤリングを施した状態で車検を受ける事。

車検員から取り付け方法の修正を指示された場合はその指示に従い修正する事。

修正指示に従えない場合は、車載カメラを取り外す事。

・車両回収及び車両撤去時において、万が一車載カメラが破損、また紛失した際も、その当事者や主催者に一切の賠償責任を問わない事。

・上記の誓約に違反した場合、主催者の科す罰則等に従う事。

## 第17条 ゼッケンナンバー

「0」で始まるゼッケンナンバーの使用は認めない。（例：01,02番など）

使用可能なゼッケンナンバーは2桁(1~99番)までとする。

## 第18条 燃料規定

18-1 燃料はMFJ国内競技規則付則4 13-11に基づき規制され、施設内給油所にて発行される  
指定のガソリン購入証明ステッカーを車両仕様書に貼付し提出すること。（購入日より14日間有効）

18-2 ガソリン購入証明ステッカー提出期限は、公式車両検査終了までとする。やむを得ず公式車両検査までに提出できない場合は、当該大会の公式予選開始時までに車検員に提出すること。

18-3 サーキット内供給燃料

①供給時間：公式通知にて公示する。

②供給場所：Bパドック入口

③各銘柄のガソリンを混ぜて使用してはならない。（前回使用したガソリンが混ざらないようにすること。）

④競技用燃料には販売時に混入されている以外のいかなるものも添加されてはならない。

ただし、一般に販売されているスタンダードの潤滑油および1.5%以下のアルコール（燃料精製中に混入されているものに限る）については認められる。

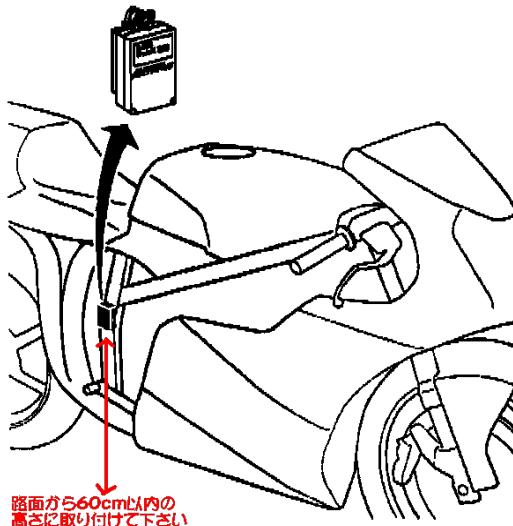
⑤消防法に合致した金属製携行缶を用いて購入すること。

## 第19条 下見バス・特別スポーツ走行

- 19-1 当該大会の特別スポーツ走行前までに以下の2つの条件の両方に当たる選手は、下見バスに乗車することが義務付けられる。
- ①過去1年間で鈴鹿サーキット（南コースは含まない）のスポーツ走行の走行時間が60分未満。  
東コース・フルコースは問わず、過去1年間の起算日は当該大会の特別スポーツ走行実施日とする。
- ②2024～2025年シーズンにおいて鈴鹿サーキット主催レースの出場実績がない。  
出場実績は決勝レースを完走して1回の出場実績とみなす。
- 19-2 特別スポーツ走行の最大台数は下記のように定める。
- フルコース：70台

## 第20条 自動計測装置（トランスポンダー）の装着

- 20-1 参加者は、自身で所有するMY LAPS社製マイポンダー、もしくは主催者が用意するトランスポンダーを使用しなければならない。参加申込時にマイポンダーのトランスポンダー番号、貸出利用有無の申請を行うこと。  
主催者が用意するトランスポンダー場合、貸出料として**5,500円（税込）**が参加申込時に徴収される。  
徴収された貸出料は、貸出用のトランスポンダーを使用しない場合でも返金されない。
- 20-2 MYLAPS製マイポンダーまたは主催者が用意する貸出用トランスポンダーを未装着で走行、  
および登録されたトランスポンダー以外での走行は罰則（タイム抹消など）が科される場合がある。
- 20-3 参加者は、使用するトランスポンダーが走行中、常に計測できる状態に機能させる責を負う。  
**マイポンダーを使用する場合、自身で十分な充電を行い出走すること。**マイポンダーに不具合が生じた場合、  
主催者の用意する貸出用トランスポンダーを取り付けなければ参加が認められない。
- 20-4 貸出用トランスポンダーは貸出から返却までの期間、参加者が管理の責を負う。
- 20-5 マイポンダーは他の参加者と共有することはできない。
- 20-6 貸出用トランスポンダーについては各レース終了後1時間以内に返却すること。  
予選不通過車両は当該予選結果発表後1時間以内とする。
- 20-7 貸出用トランスポンダーを万一破損、紛失した場合、理由の如何を問わず1個につき**77,000円（税込）**が  
主催者より請求される。
- 20-8 貸出用トランスポンダーとマイポンダーを同時に取り付けての使用は禁止する。
- 20-9 トランスポンダーは専用ホルダーを使用しタイラップ等で確実に固定すること。  
取付位置は地面から60cm以内で、熱や振動の影響を受けにくい位置とする。推奨位置は下図を参照すること。



## 第21条 ピットレーン

21-1 ピットボックス前のピットレーンは次の3つに区分される。

①ピット走行レーン：プラットホームとホワイトライン②の間の部分。

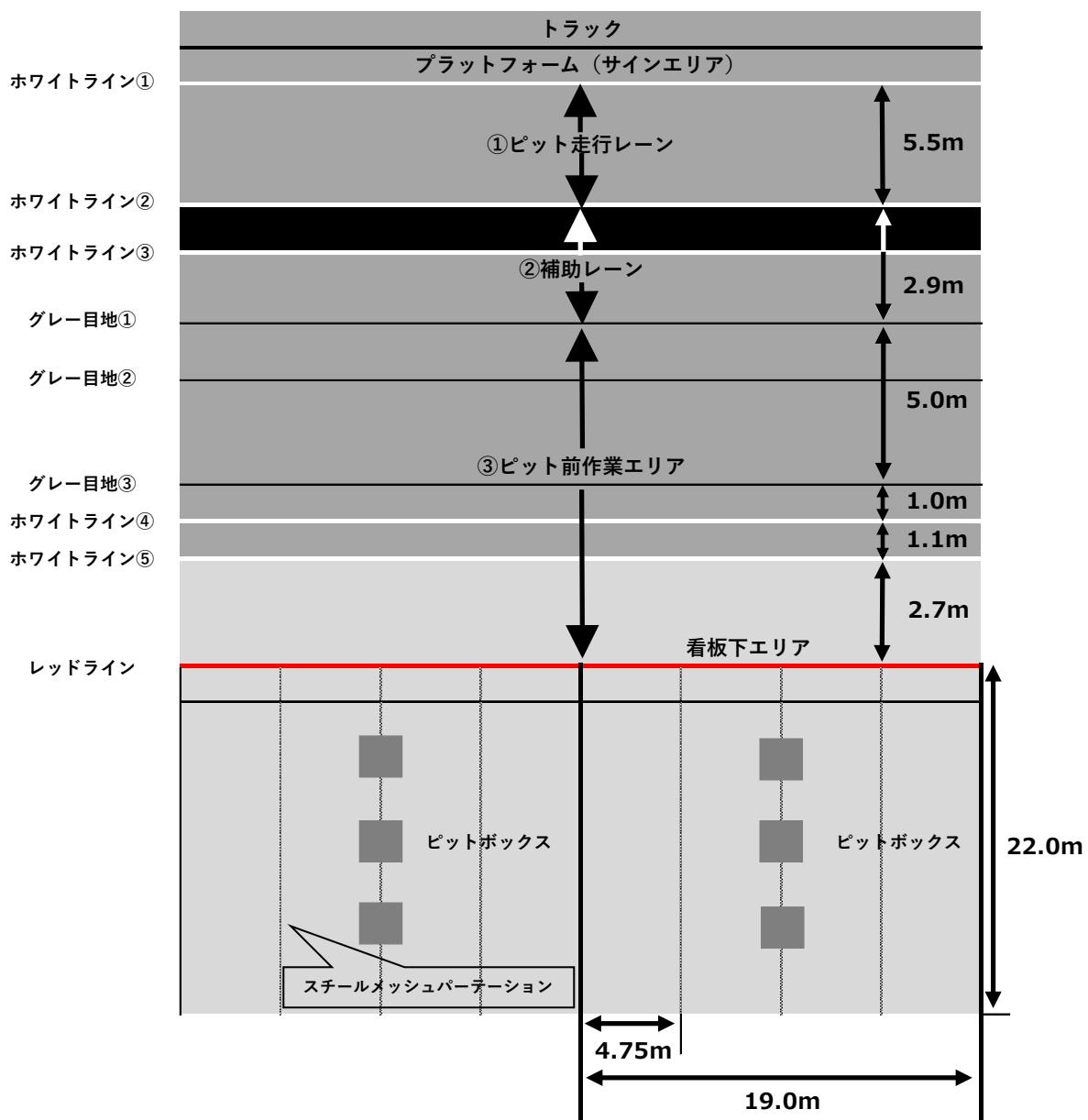
これはピットインおよびピットアウト専用の区域。

②補助レーン：ホワイトライン②とグレー目地①の間の部分。ピット走行レーンか

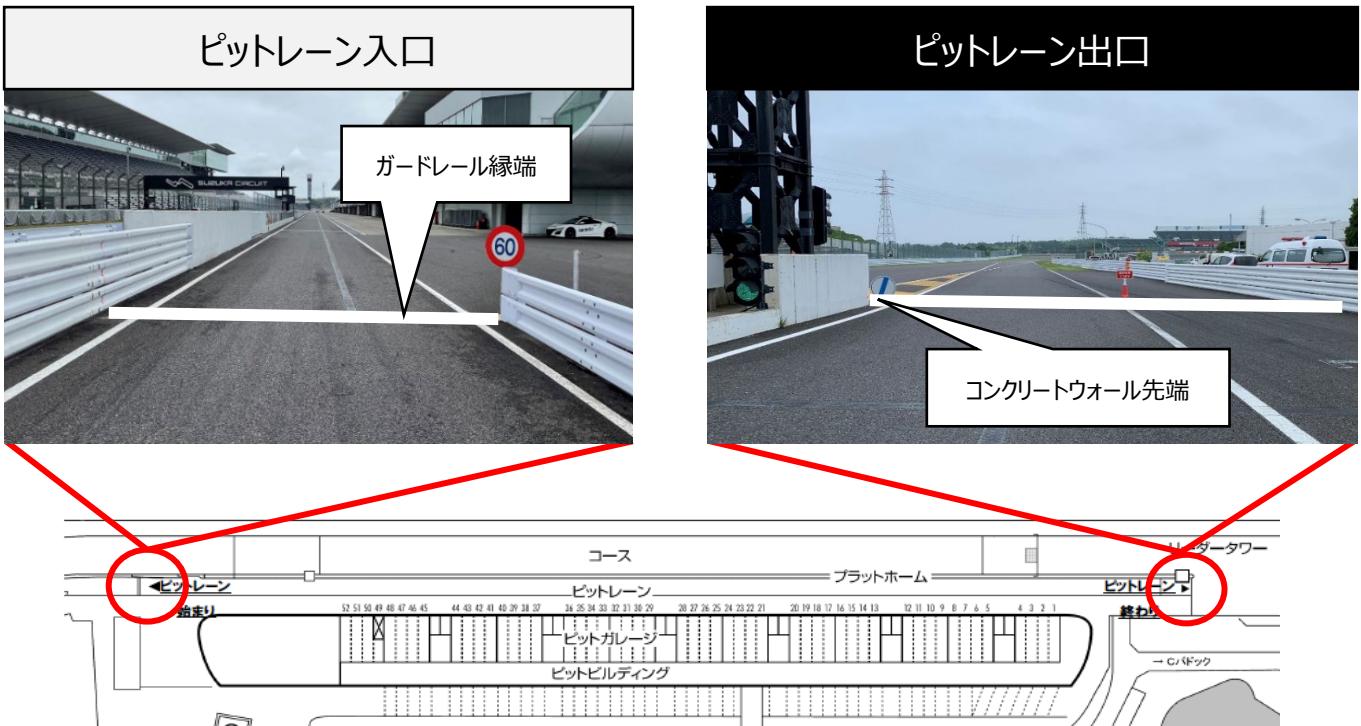
ピット前作業エリア（あるいはその逆）へ移動する時に通過する区域。

③ピット前作業エリア：グレー目地①とレッドラインまでの部分。ピット作業のための部分であり、

車両停車を行う区域。ただし、看板下エリアでは給油を伴う作業は禁ずる。



21-2 ピットレーンの速度制限は**60km/h**とする。違反した場合、罰則を科す。



21-3 ピットレーン先端シグナルライトについて、大会期間中を通じて「赤」が点灯しているときは、コースインしてはならず、「緑」が点灯していれば、コースインすることができる。無灯や青灯の点滅の場合は緑灯と同様に扱う。

21-4 ピットレーンではピット走行レーンを走行し、補助レーン・ピット作業エリアの走行は極力短くするよう努めること。

## 第22条 ピットアウト・ピットイン

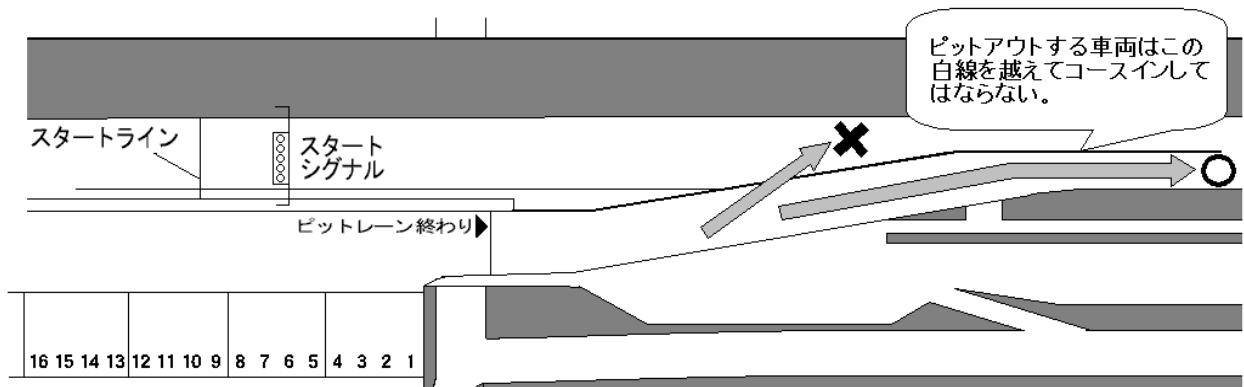
22-1 ピットアウトについて

①コースインするライダーは、第2コーナーを通過するまでコース右端に沿って走行すること。

コースインは各自の責任において行わなければならず、コース上の走行車両との合流に最大限の注意を払い、後方から近づく車両の走行を妨げないように行うこと。

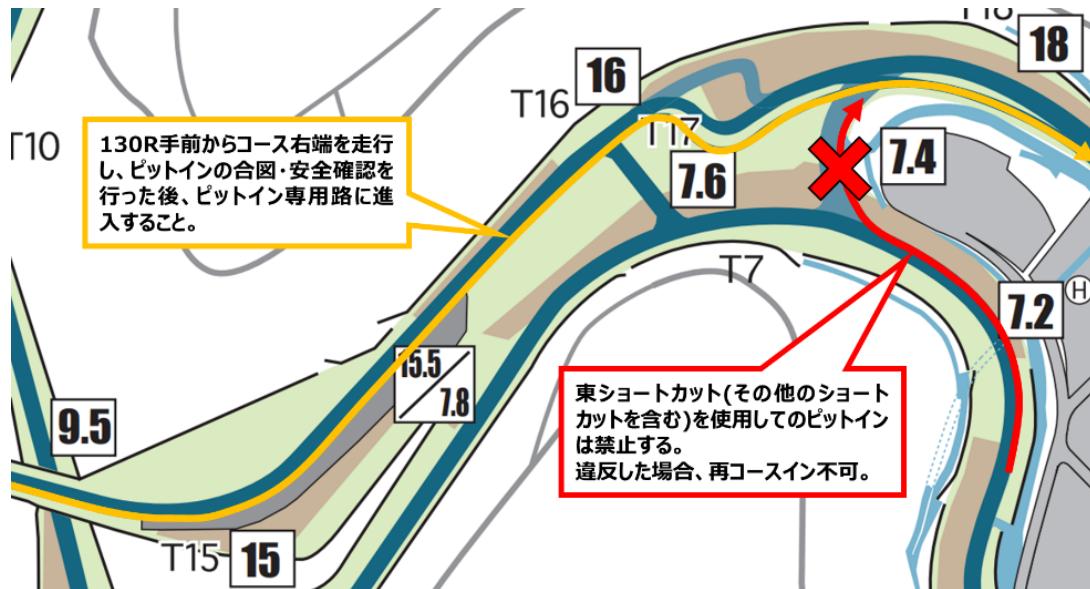
②ピット出口から第1コーナーにかけて引かれている白線は以下の通り運用を行う。

- 1) ピットレーンよりトラックに合流する車両は、白線を越えて走行してはならない。
- 2) このラインはトラック上を走行中の車両を制限するものではない。



## 22-2 ピットインについて

- ①ピットインする際は、130R手前より走行ラインをコース右端に取り、手もしくは足でピットインの合図を行なった後、安全を確認してピットイン専用路に進入すること。
- ②ピットインはピットイン専用路を使用しなければならない。東ショートカット及び、その他のショートカットを使用してのピットインは禁止する。違反した場合、再コースインすることはできない。
- ③ピットイン時、車両が停止するまでトランスポンダーの電源は切らないこと。



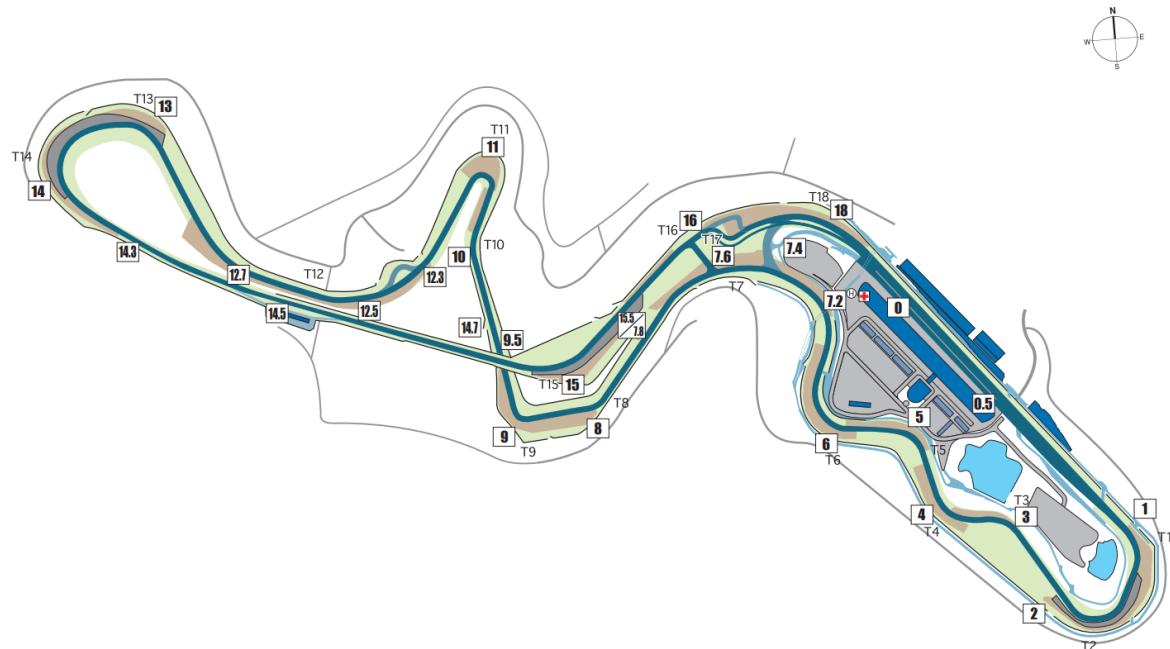
## 第23条 走行中の遵守事項

- 23-1 コーナーオーバーランまたは転倒後は、周囲の安全確認を行った後にコース復帰すること。
- 23-2 コーナーオーバーラン、転倒後の再スタートやショートカット（シケイン直進によるショートカット等）により、当該ライダーに優位性が発生した場合や周囲の安全確認を怠ってコース復帰した場合は、以下の罰則を科す場合がある。  
【罰則内容】
  - 公式予選中：当該ラップタイムの抹消
  - 決勝レース中：審査委員会の裁定による
- 23-3 特別スポーツ走行、公式予選、および決勝レースにおけるサイティングラップ中においてスタート練習を実施することが出来る。これ以外のスタート練習は一切禁止とする。スタート練習を行う者はピット先端のペナルティストップエリア（下図の円）に縦一列に並ぶこと。通常コースインするものを優先とし、必ず後方から車両が来ていないことを目視で確認し行うこと。



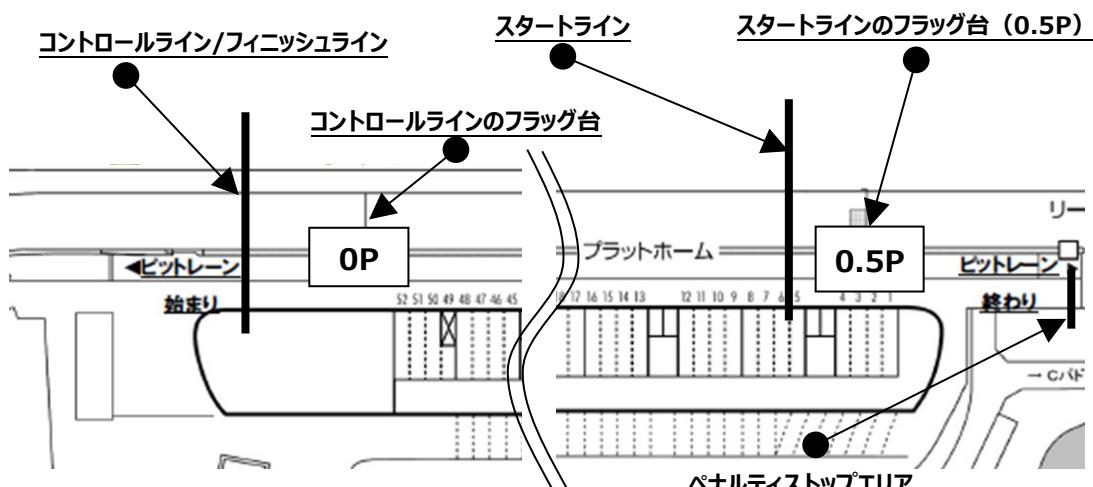
23-4 下図の通りにフラッグポストを設定する。コースイン1周目の際に必ず位置を確認すること。

## POST NUMBER



23-5 フラッグと併用して各ポストに設置されているライトパネルを運用する。ただし、公式シグナルとしてはフラッグが優先される。使用されるライトパネルの表示例はブリーフィング資料を確認すること。

23-6 スタートラインとコントロールライン／フィニッシュラインについて、各ラインは下図の通りとする。



### 第24条 公式予選

24-1 公式予選の義務周回数は定めないが、少なくとも1周はラップタイムが計測されなければならない。

24-2 予選一組の最大台数は52台（フルコース）とする。

24-3 決勝レース出場台数は44台（フルコース）とする。

24-4 混走レース選抜方法

公式車検を受け合格した各クラスの参加台数比率により、各クラスの決勝出場台数を決定する場合がある。決定された台数は公式車検終了後、公式通知にて発表される。算出された比率の端数は端数が大きいクラスの台数から切り上げを行う。端数が同数の場合は審査委員会にて正式に台数を決定する。

24-5 特別に公示された場合、公式予選開始前に定められたコースインゲートを通りコースインしなければならない。

24-6 ウエイティング（繰り上げ出場）の申請方法

MFJ国内競技規則 付則4 16-2-10に基づく。ウェイティング申請の時間は暫定結果発表後30分以内とし、リタイヤ届の提出期限は予選走行終了後1時間以内とする。複数組での予選の場合、最終組の予選走行終了後1時間とする。

24-7 予選タイムにおいて2名以上のライダーが同一のラップタイムを記録した場合は、最初にそのラップタイムを記録したライダーが優先され順位が決定される。なお、複数組で予選を行う場合は、各予選の開始から経過した時間で最初にそのラップタイムを記録したライダーが優先され順位が決定される。

## 第25条 スタート

- 25-1 スターティンググリッドの最前列は3台とし、以下各列同数で配列される。ポールポジションは左側とする。
- 25-2 決勝レースのスタート方法は、クラッチスタートとする。
- 25-3 スタート合図は発光信号もしくは日章旗によって行われる。
- 25-4 スタート進行はMFJ国内競技規則 付則4 18スタート方法 に準じて行われる。サイティングラップ終了後にグリッドに戻ったライダーは、オフィシャルが赤旗2本を静止提示している場所で一旦停止し、ライダーはエンジンを切らなければならない。その後ライダーまたはチーム員が押し歩くような速さで所定のグリッド位置につく。その際にライダーは降車しても乗車したまま移動しても良い。
- 25-5 スタート進行の詳細は公式通知またはライダーズブリーフィングにて通達される。ただし、天候を含む大会開催状況により省略・変更される場合がある。その場合、公式通知・ライダーズブリーフィング・場内放送等で案内される。
- 25-6 スタート前チェックは時間厳守。タイムテーブル、スタート進行表を確認し、時間内に完了すること。  
スタート前チェックを完了していない場合、決勝レースへの出走は認めないものとする。
- 25-7 グリッド上におけるタイヤウォーマーのためのジェネレーターの使用については、MFJ国内競技規則付則4 18-4-4に準ずる。
- 25-8 エンジン始動時に外部スターターを使用する場合、グリッド上でオイル漏れ等の整備不良があり、レース進行に支障があると判断された場合は、オフィシャルにより外部スターターの撤去が指示される場合がある。
- 25-9 スタート時の安全性を脅かすようなトラブルが発生した場合はスタートディレイドとする。  
その際は、赤旗振動表示と、「スタートディレイド」のボードがスタートラインのフラッグ台（0.5P）にて掲示される。  
**再開手順はMFJ国内競技規則 付則4 18-4-11に準ずる。**
- 25-10 スタートにおける反則はMFJ国内競技規則付則4 19に準ずる。「RIDE THROUGH」の文字の下に車両ナンバーを付した一体型ボード（下図参照）がコントロールラインのフラッグ台（0P）にて掲示される。  
西コース管理室14.5Pにおいても同一のボードが掲示されるが、これは3回の掲示の回数には含めない。



※ゼッケンは例

また、罰則の通知は当該ライダーのチームにもボードにて通達する。残り周回数が少なく、レース終了までに罰則が消化できない場合は、レース結果に30秒加算される場合もある。3回目の掲示を受けた後にピットインせず、ライドスルーペナルティを実行しないライダーは失格とし、全ポストで黒旗+ゼッケンボードが掲示される。同時に複数の違反が発生した場合は、予選タイムの速いライダーから罰則の通知を行う。

- 25-11 スタートにおける反則以外においてもライドスルーペナルティもしくはタイム加算ペナルティを科すことがある。

## 第26条 赤旗時について

26-1 決勝時に赤旗を提示する場合、MFJ国内競技規則 付則4 24-1に準ずる。

**24-1-2をケースA、24-1-3をケースB、24-1-4をケースCとして運用する。**

26-2 赤旗後の再スタートについては、MFJ国内競技規則 付則4 25-1-8クリクリスタートが適用される。

26-3 再開後のレース周回数はピットモニター、放送等で発表される。

26-4 再開されたレースが再び赤旗になった場合、そのスケジュールを変更する場合がある。

26-5 赤旗提示後5分以内にマシンに乗って、またはマシンを押してピットレーンに戻ってこられないライダーは再スタートできない。また、東ショートカットを使用して戻ることは認められない。ただし、競技結果が2周以下の再スタートでは全ライダーが再スタートできる。

## 第27条 レース終了

27-1 各レースの終了はチェックフラッグによりトップ走者がゴールしたのち、5分（フルコース）を経過した時である。

27-2 チェックフラッグの提示位置はコントロールラインのフラッグ台（OP）とする。

27-3 同着と判定された場合は、レース中のベストラップタイムによって順位を決定する。

27-4 赤旗提示によるレース終了の場合の順位

MFJ国内競技規則 付則4 28-3に準ずるが、以下の2項に該当するライダーはフィニッシュラインを通過したとみなされない。即ち、周回数は考慮されるが、順位はフィニッシュラインを通過した完走者の後ろとなる。複数のライダーが存在する場合は周回数とフィニッシュラインの通過順による。

・赤旗が提示された時点で、レースを続行していなかったライダー

・赤旗提示後5分以内にマシンに乗ったまま、もしくはマシンを押してピットレーン（ショートカットは認められない）に戻ってこなかったライダー

## 第28条 順位決定

レース結果にて順位を得るためにには、下記の項目をそれぞれ満たさなければならない。

28-1 優勝者がフィニッシュした後、第27条 27-1の終了時間以内にフィニッシュラインを通過しなければならない。

28-2 ピットレーンではなくコース上のフィニッシュラインで、チェックを受けた完走者の中から周回数の多い順に決定される。  
同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

28-3 チェックを受けなかった完走者を周回数の多い順に決定する。

同周回数の場合はフィニッシュラインの通過順位による。

## 第29条 賞典

29-1 各レース 1位～3位…正賞（トロフィー）

※賞典受け取りは当該レース決勝日中に行うこと。決勝日中の受け取りがない場合、賞典の受け取り権利を放棄したものとみなされる。なお、後日送付等の対応は行わない。

29-2 シリーズ賞

各クラス 1位～3位…トロフィー

29-3 特別賞典

設定のある場合、詳細は公式通知にて公示する。

29-4 賞の制限

MFJ国内競技規則 付則1 4公認競技会で与えられる得点（ポイント）に基づく。

29-4 JP-SPORTクラス車両銘柄賞の設定について

ナショナルJP-SPORTクラスの車両メーカー別の最上位選手に車両メーカーから副賞が提供される。

併せて、ナショナルクラスの車両メーカー別最上位選手は表彰を行う。（ダンロップキャップ着用）

■銘柄賞

ホンダ賞/ヤマハ賞/カワサキ賞/BMW賞/KTM賞

## 第30条 ポイントランキング

MFJ国内競技規則 付則1 4公認競技会で与えられる得点（ポイント）に基づきポイントが付与され、以下の基準により順位を決定する。

30-1 鈴鹿サンデーロードレースで得た全ての得点を合計し、総合得点の多いものから順位を決定する。

- 30-2 30-1で同点となった場合、上位順位獲得回数の多い者が上位となる。同点の者同士で1位を獲得した回数で比較し、多い者が上位。これでも同位の場合、2位を獲得した回数で比較する。以下、下位まで同様に比較する。
- 30-3 30-2で決定できない場合、最終戦での順位が上のものを上位とする。
- 30-4 30-3で決定できない場合、最終戦に最も近いレースにおいて、より上位順位を獲得した者を上位とする。
- 30-5 30-4で決定できず、1戦のみのポイントにて同ポイントの場合は予選順位が上位の者を上位とする。
- 30-6 30-5で決定できない場合、組織委員会において決定する。

### 第31条 MFJロードレースライセンスの昇格ポイント対象期間について

MFJ国内競技規則 付則1 2 2026年度昇格ポイント対象期間 に基づき、鈴鹿サンデーロードレース全戦をMFJロードレース昇格ポイントの対象期間とする。

### 第32条 決勝レース出走前の短縮

天候等の理由により決勝レース短縮の場合は、MFJ国内競技規則 総則 第3章 36-5-1に準じ、当初の周回数の2/3以上に短縮される。

### 第33条 参加者の遵守事項

- 33-1 何らかの理由で競技に参加できなくなった時は、その理由も合わせてリタイヤ届を提出すること。
- 33-2 すべての参加者は競技会期間中、競技役員の指示に従うこと。
- 33-3 ピットレーン及びプラットホーム（サインエリア）に立ち入る場合、草履、スリッパ、サンダル、ハイヒール等の安全性が低い履物は禁止する。また、競技役員が上記履物以外に危険と判断した場合は指導する。
- 33-4 16歳未満はピットレーンへの入場を禁止とする。
- 33-5 主催者や大会後援者、大会審査委員会及び他参加者の名誉を傷つけるような言動をしてはならない。
- 33-6 参加代表者は自身の行動はもちろん、自チームのライダー、ピットクルーなど自身の参加に関わるすべての者に、すべての法規および規則、マナーを遵守させる責任をもたなければならない。
- 33-7 すべての参加者は、スポーツmanshipに則り、行動しなければならない。
- 33-8 大会事務局の許可なく、ピットの占有、パドックの場所取り（テープ、タイヤ、ロープ等）をしてはならない。パドックの場所取りが発見された場合、場所取りに使用されているものは大会事務局により通知なく回収され、違反した当該チーム・ライダーに対し罰則を科す場合がある。
- 33-9 大会期間中ならびにスポーツ走行において、産業廃棄物（タイヤ、バッテリー、カウル等）の不法投棄は禁止する。違反した場合は、該当チーム・ライダーに対して罰則を科す。
- 33-10 不必要なエンジンの空吹かし、急発進、ブレーキテストなどを含む暴走行為を行ってはならない。
- 33-11 これら参加者の違反に対する罰則は、最終的にライダーへ科せられる場合がある。
- 33-12 賞典受け取りは当該レース決勝日中に行うこと。決勝日中の受け取りがない場合、賞典の受け取り権利を放棄したものとみなされ、大会事務局は賞典を廃棄・処分することができる。なお、後日送付等の対応は行わない。
- 33-13 ブルテンや各大会において発行される公式通知は大会参加前に必ず確認すること。

### 第34条 負傷時の医務室受診義務

負傷した際は、必ずサーキット内メディカルセンターにて診断を受けなければならない。  
受診していない場合、MS共済会の適用から除外される場合がある。

### 第35条 主催者の権限

主催者は次の権限を有するものとする。

- 35-1 参加申込の受付に際してその理由を示すことなく、参加者、ライダー、ピットクルーを選択あるいは参加を拒否することができる。

- 35-2 チーム名が公序良俗に反する場合、公式プログラム・結果表への記載の拒否または変更を命じることができる。
- 35-3 競技監督が必要と認めた場合、ライダーに対し指定医師による健康診断書の提出を求め、健康上の理由により競技出場の可否を最終的に決定することができる。
- 35-4 競技番号の指定、あるいはピットの割り当て等にあたり、各参加者の優先順位を決定することができる。
- 35-5 止むを得ない理由により、公式プログラムの印刷に間に合わなかったライダーの登録または変更について許可することができる。
- 35-6 すべての参加者、ライダー、ピットクルーの肖像権およびその参加車両の音声、写真、映像など、報道、放送、放映、出版に関する権限を有し、この権限を第三者が使用する事を許可できる。
- 35-7 公序良俗に反する言動がある参加者に対しては、選手受付後であっても参加を拒否することができる
- 35-8 主催者は、参加代表者、ライダーおよびその参加に関わる全ての者が下記に該当する言動を行った場合、参加代表者、ライダーおよびその参加に関わる全ての者に対して参加拒否を含む罰則を科すことができる。**
- ①**暴力行為、威圧的・侮辱的言動**  
例) サーキット内外での暴力的、威圧的な言動
- ②**法律に違反する行為**  
例) パス/駐車券の加工・偽造・不正使用、ピット内タバコ/ストーブ等火気取扱い違反、交通違反等
- ③**マナーに反する行為**  
例) パドック内駐車違反、暴走行為等
- ④**その他、レースの秩序やモータースポーツの社会的価値・意義を損なうと判断される行為**

### 第36条 大会役員の責任

大会役員は職務に最善を尽くすことは勿論であるが、参加者、ライダー及びピットクルーは大会役員が一切の損害補償の責任を免ぜられていることを認識していかなければならない。即ち、その行為によって起きた参加者、ライダー、ピットクルー、及び競技車両の損害に対して一切の補償責任がないことをいう。

### 第37条 鈴鹿サーキットロードレース特別規則ブルテン

- 37-1 シーズン中に規則変更になった場合など、参加者に案内される新たな規則として「鈴鹿サンデーロードレース特別規則ブルテン（以下ブルテンとする。）」が発行される。
- 37-2 ブルテンは鈴鹿サンデーロードレースに関して発行される。
- 37-3 ブルテンは一度公示された公式通知についても発行される。
- 37-4 レース参加者は事前に以下のアドレスよりブルテンを確認の上、レースに参加すること。

<ブルテン掲載先>

[ブルテン掲載ページはこちらから>>>](#)



### 第38条 公式通知の掲示

公式通知・競技結果の公式掲示は参加者向け情報ダウンロードページにおいて行う。

<[2026 鈴鹿サンデーロードレース 参加者向け情報ダウンロードページ](#)>

[2026 鈴鹿サンデーロードレース エントントページはこちらから>>>](#)



### 第39条 本規則の解釈

本規則および本競技会に関する公式通知や諸規則の解釈について疑義がある場合、参加者は文書によって質疑申し立てができる。質疑に対する解答は、大会審査委員会の解釈または決定を最終的なものとして関係当事者に口頭で通告される。

## **第40条 本規則の施行**

本規則は鈴鹿サーキットにおける鈴鹿サンデーロードレースに適用され、各大会の参加申込開始と同時に有効となる。

## **第2章 車両規定**

### **第41条 インターJSB1000クラス車両規定**

MFJ国内競技規則 付則8 JSB1000技術仕様に準ずる。ただし、Nクラス規定は適用しない。

### **第42条 インター/ナショナルST1000クラス車両規定**

MFJ国内競技規則 付則9 ST1000技術仕様に準ずる。

### **第43条 インター/ナショナルST600クラス車両規定**

MFJ国内競技規則 付則10 ST600技術仕様に準ずる。ただし、ナショナルST600クラスにおけるNクラス規定は適用しない。

### **第44条 インター/ナショナルJ-GP3クラス車両規定**

MFJ国内競技規則 付則7 GPフォーミュラ技術仕様に準ずる。

### **第45条 インター/ナショナルJP-SPORTクラス車両規定**

MFJ国内競技規則 付則11 JP-SPORT技術仕様に準じる。

※【補足】2026年よりダンロップワンメイクタイヤのa13-SPは使用不可。

### **第46条 CBR250R DreamCup/CBR250RR DreamCup車両規定**

以下に記載の事項を除き、HRCワンメイクレース オフィシャルウェブサイト内の「CBR250R DreamCup」マシンレギュレーション、並びに「CBR250RR Dream Cup」マシンレギュレーションに準ずる。

#### **<掲載ページアドレス>**

CBR250R Dream Cup : <https://www.honda.co.jp/HRC/event/cbr250rdreamcup/regulation/>

CBR250RR Dream Cup : <https://www.honda.co.jp/HRC/event/cbr250rrdreamcup/regulation/>

#### **46-1 タイヤ規定**

レーシングレインタイヤの使用を認める。※【補足】2026年よりダンロップワンメイクタイヤのa13-SPは使用不可。

#### **46-2 タイヤウォーマーの使用**

鈴鹿サンデーロードレース特別規則 第1章 競技規則 第25条 25-7に準ずる。

### **第47条 タイヤマーキング規定**

ST1000/ST600/JP-SPORT/CBR250R Dream Cup/CBR250RR Dream Cupのドライタイヤマーキングについては公式車検時に実施する。使用するドライタイヤを車検時間内に車検場へ持ち込み、車検員に申し出てマーキングを受けること。ドライタイヤは競技車両に装着されていても単体で持ち込んでも構わない。

以上

## もてぎ・鈴鹿共済会ご加入の傷害総合保険の概要 ・お支払い保険金のご案内

当保険は、もてぎ・鈴鹿共済会の定めるサークル内において急激かつ偶然な外来の事故(以下『事故』という)によってその身体に被った傷害に対して、共済会規定、傷害総合保険普通保険約款に従い、保険金をお支払いいたします。

### 1. お支払いする保険金

保険金の種類	保険金をお支払いする場合	お支払額
死亡保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	3,000万円
後遺障害保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。	120万円～ 3,000万円
入院保険金	事故によりケガをされ入院された場合、入院日数に対し、1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。	5,000円 (1,000日限度)
手術保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のため病院または診療所において以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、入院保険金日額に所定の倍率(入院中に受けた手術の場合:20倍・外来で受けた手術の場合:5倍)を乗じた手術保険金をお支払いします。ただし事故につき1回の手術に限ります。 ①公的医療保険制度における医療診療報酬点数表に、手術料の算定対象と列挙されている手術(※1) ②先進医療に該当する手術(※2) (※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	入院中の手術の場合 100,000円  外来で受けた手術の場合 25,000円
通院保険金	事故によりケガをされ通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 ※通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	3,000円 (90日限度)

※一被保険者様あたりのお支払額は上記の金額が上限となっており、重複してお支払いすることはありません。

### 2. 保険金をお支払いできない主な場合

- 故意または重大な過失、自殺行為、犯罪行為または闘争行為による事故。
- 無資格運転、酒気を帯びた状態または麻薬等により正常な運転をできないおそれがある状態での運転中の事故。
- 脳疾患、疾病または心神喪失による事故。
- 地震もしくは噴火またはこれらによる津波による事故。
- 戦争、暴動(テロ行為を除きます。)などによる事故。
- 頸部症候群(いわゆる『むちうち症』)または腰痛で医学的他覚症状のないものなどに対するは、保険金をお支払いできません。
- 外科的手術その他医療処置

※上記内容は、概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、裏面の取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

### 3. 事故が発生した場合におとりいただく手続き

#### 1. 事故の通知

会員の皆さまが事故により負傷した場合、共済会規約に従って必ず共済会指定のサークル内の医務室にて事故記録を残すようお願いいたします。(ただし、生命に関わるような緊急時を除く)

#### 2. 保険金ご請求のお手続き

- (1) 共済会指定の医務室にある事故記録から負傷された会員の皆さんに保険会社または取扱代理店より保険金ご請求についてのご案内をいたします。  
(負傷程度によってご案内されない場合がございますのでご注意ください。)
- (2) 被保険者(負傷された会員さま)または保険金を受け取るべき方(これらの方の代理人を含みます)が保険会社所定の書類を提出されないとき、または、提出された書類について知っている事実を記載されなかったり、事実と相違する内容を記載されたときは、保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

### 4. 個人情報の取扱について

○もてぎ・鈴鹿共済会は、事故発生時において本契約会員に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、業務委託先、再保険会社、等に提供を行います。

なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。詳細につきましては、損保ジャパンの公式ウェブサイトに掲載の個人情報保護宣言をご覧いただけ、取扱代理店または損保ジャパン営業店までお問い合わせ願います。

もてぎ・鈴鹿共済会会員の皆さまは、これらの個人情報の取扱にご同意ください。

### ご契約、事故に関するお問い合わせ先

#### 取扱代理店

株式会社ホンダスタッフイングサービス  
〒510-0201 三重県鈴鹿市稻生町7992  
TEL:059-370-0247 (営業時間平日9:00~18:00)  
FAX:059-370-0248

#### ご契約に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 三重支店 法人支社  
TEL : 059-226-5161 FAX : 059-226-5165 (営業時間平日9:00~17:00)

#### 事故に関するお問合せ先

損害保険ジャパン(株) 中部保険金サービス第一部 愛知火災新種保険金サービス第一課  
TEL:052-953-3911 FAX:042-497-5847 (営業時間平日9:00~17:00)

# もてぎ・鈴鹿共済会 保険金請求手続きの流れ

～鈴鹿サーキットで走行中もしくは走行のためのピット作業で受傷された場合～

## 1. 事故の通知

事故により負傷した場合、必ず鈴鹿サーキットメディカルセンターにて診察を受け、利用記録を残すようお願いいたします。利用記録がなければ保険金のご請求手続きをしていただく事ができません。  
負傷された場合、必ず当日中に鈴鹿サーキットメディカルセンターにて受診してください。  
ただし、生命に関わるような緊急時はこの限りではありません。



## 2. ご請求書類

鈴鹿サーキットメディカルセンターの利用情報から負傷された皆様へ、  
保険会社（損害保険ジャパン日本興亜株式会社）より、ご請求についてのご案内を郵送にて  
お送りいたします。負傷程度によってはご案内されない場合がございますので、  
主催者にご連絡いただきお取り寄せください。



## 3. ご請求手続き

保険金ご請求は、お怪我が完治してからご請求ください。  
入院された場合、入院日数に対し 1,000 日を限度として入院保険金をお支払い致しますので、  
経過した場合は完治する前でもご請求ください。ご請求書類は、同封されている保険会社宛て返信用  
封筒にてご送付ください。



## 4. 保険金振込

保険会社に書類が到着し不備がなければ、通常 10 日ほどでご指定いただきました口座に  
保険金が振り込まれます。

もてぎ・鈴鹿共済会につきましては、鈴鹿サーキット SMSC 事務局までお問合せください。

TEL : 059-378-3405

営業時間 : 10:00～16:00

## 2 輪エアバッグ式プロテクション普及促進策（割引制度）について

ホンダモビリティランド株式会社 鈴鹿サーキットでは、モータースポーツの安全性向上の為に、毎年設備改修を行い、事故の発生そのものを防ぐとともに、参加者皆様への啓蒙活動として走行前ミーティングやウォームアップ走行等を取り入れ、安全向上に力を注いでおります。

さらに、転倒発生時におけるライダーの負傷を少しでも軽減させる安全対策として、2010 年からロードレース安全装備品の推奨装備として「エアバッグ式プロテクション」を認定し、**2022 年よりエアバッグ式プロテクションを装着したレース参加者には、エントリー料から 2,000 円分を割引いたします。**

エアバッグの普及により、より安全にロードレースがお楽しみいただける環境を構築できるものと考えております。

運用方法につきましては以下の通りでございます。

### ■ 対象エアバッグ式プロテクション

無限電光、Greedy、クシタニ、RS タイチ、HYDO、SKY、スズキビジネス、キジマ、ゴールドウイン、SPIDI、PRIDEONE、各社で製作され頸部を保護するものとします。

割引サービス対象商品に関しては以下 URL、「2 輪エアバッグ式プロテクション普及促進策（割引制度）について」をご確認ください。

割引サービス対象商品リストに掲載のない商品の使用に関しましては、お問合せください。

<https://apps.mobilityland.co.jp/info/download/nh6HIJ>

### ■ 割引適用方法

- ① エントリーの際、フォーム内の着用に関する項目にチェックの上、メーカー・商品名を記入してください。
- ② エントリー料金お支払い時に 2,000 円割引いたします。
- ③ 公式車検にて車両仕様書とエアバッグ式プロテクション本体を持参してチェックを受けてください。  
※装備品申告書で申告する場合は装備品申告書に必ず必要事項を記入してください。
- ④ 公式予選・決勝レースではエアバッグ式プロテクションを必ず装着してください。  
※着用が確認できない、正しく装着されてない場合、2,000 円の割引分を徴収いたします。

**※満 30 歳以下および満 50 歳以上の参加者は、エアバッグの装着が義務となっております。**

**なお、義務化によって発生する経費負担増に伴う支援は別途詳細にて案内いたします。**

2026.1.26 発行